

## 令和2年度第1回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の概要

### 1 開催日時

令和2年9月14日（月）午後1時30分から午後3時20分まで

### 2 開催場所

岩手県公会堂 26号室

### 3 出席者

#### (1) 委員（8名出席）

渡辺 正和 委員長、石川 奈緒 委員、磯田 朋子 委員、及川 昌彦 委員、佐藤 善男 委員、  
田村 賢一 委員、役重 眞喜子 委員、雷 哲也 委員

#### (2) 県側出席者

（出納局）藤澤副局長兼総務課総括課長、佐々木入札課長

（県土整備部）引屋敷建設技術振興担当課長

（医療局）後藤総務担当課長

（企業局）古川予算経理担当課長

ほか抽出工事説明職員

### 4 開会

事務局から開会を宣言し、全員が出席しており会議が成立することを報告した。

### 5 挨拶

（藤澤副局長兼総務課総括課長）

皆様こんにちは。藤澤でございます。

令和2年度第1回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、また、御多忙のところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

開催に当たりまして、感染拡大防止の観点から書面開催なども検討したところではございますけれども、今回は現在検討を進めております「工事入札制度に係る震災特例制度の見直し」それから「ダンプ防止対策の強化の基本案」につきまして、御参集のうえ御審議を賜りたく、感染防止対策を徹底の上、開催をさせていただくことといたしました。

このほか、本日の委員会では令和元年12月から令和2年7月までの契約工事などにつきまして、御審議をいただくわけでありまして、最近の県営建設工事の発注や入札状況について簡単に御説明いたします。

東日本大震災津波発災以降、年間を通じた契約額ベースでは「震災復旧・復興工事」が「震災復旧・復興工事以外の工事」の契約額を上回って推移してまいりましたけれども、平成29年度から「復旧・復興以外の工事」の方が「復旧・復興工事」を上回る状況となっております。

一方で、入札不調につきましては、平成25、26年度をピークに減少傾向にありましたが、平

成 29 年度から平成 28 年台風 10 号災害の復旧工事が本格化したことに伴い上昇に転じまして、今年度も高い割合となっております。

今後も入札動向を注視しまして、関係部局等と連携しながら的確に対応して参りたいと考えております。

本日の御審議の中で皆様からいただいた御意見等を踏まえまして、工事入札契約制度を確実に運用し、復興推進や社会資本整備などの今後の取り組みに活かしてまいりたいと存じますので、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますけれども開会の挨拶といたします。

## 6 議事

### (1) 工事入札制度に係る震災特例制度見直し及びダンピング防止対策の強化の基本案について

【事務局から説明】

工事入札制度に係る震災特例制度見直し及びダンピング防止対策の強化の基本案について（資料 No. 1）

【質疑等】

【田村委員】

「入札環境等の変化の見直し」（資料 No. 1-2）の 2 番のところですが、震災前は低入札が多くて、その後減ってまた最近増えてきたということだったんですけども、低入札のときは不良な工事が多くて、低入札じゃないときは不良な工事は少なくて良いというような、そういった低入札と工事の品質との関連というのはあるんですか。ないんですか。

（事務局）

6 ページをご覧ください。【参考 1-3】緩和対象業種の平均工事成績評定点のグラフがございます。こちらは震災前は 84 点が現在は 86 点台ということで、震災前より現在の方が得点自体は変わらないといえますか、少し良いというところで品質は確保されているということ、あとは指名停止になるとかそういった悪い品質のものについては最近は全くございませんので、現在のところは低入札でそういうことはないと認識しております。

【田村委員】

この工事の評定ですけれども、81 点だと不良だということなのですかね。86 点だと良いということなんでしょうか。というのは 80 点を超えている工事であれば内部造作が美しくないとかそういうところはあっても、公共の建物として使用に耐える水準は満たしているのではないかなと思うのですが、いかがですか。

（事務局）

説明が不足していて申し訳ございません。品質が確保されていないものにつきましては、基本的には直させておりますし、その場合でも 65 点というのが最低のボーダーラインでございまして、建設業者さんの頑張りによりまして品質の確保だけではなくプラスアルファとして、安全確保とかそういうところまで最近では注意されていることから、点数がかなり高くなっております。金額が高い工事ほど高い点数となっているような、より工夫されているというところで、一概には言えませんが、そういう形となっております。

【田村委員】

ありがとうございました。低入札に関しては基準の価格があると思うのですが、このグラフを見て思ったのですけれども、今の建設資材は輸入がかなり進んでいる時代だと思います。国産ではなく輸入物ですね。平成 23 年ぐらいはドル相場は 80 円を切るような水準でした。現在は 106 円ぐら

いになっていますけれども、低入札とさせる調査基準価格ですが、これは円ベースできているのですか。それとも国交省の方の算式で円ドル相場も計算式か何かでやって、日々、外国為替の影響を受けた形で加工されているものなのでしょうか。

(事務局)

国の基準につきましては割合のような形となっております、その他の資材単価等につきましては県の方で調査を毎月しております、それを反映させておりますので、ドル相場もそういうことには反映していると考えております。

【田村委員】

ありがとうございました。

【及川委員】

2点ほど教えていただきたいと思います。一つ目は手続上の基本的なところが分からないので教えていただきたいのですが、今回は資料 No. 1-1 で見ると「震災特例制度の見直し」の(2)は、「特例制度を廃止して一般の制度として継続する」とのことですが、一般制度の改定、見直しの部分について、改めてこの委員会で審議するようなことなのかどうか、手続がよく分からないので教えていただきたいということと、あと参考までに5の「ダンピング防止対策の強化」、こちらも業界の皆さんから要望があったとのことなんですけれども、具体的には先ほど資料の御説明をしている中で、(3)については業界の方から強い要望があったとのことですが、(1)と(2)については、これは具体的に業界さんの方から要望があったということではなく、こちら、手前の方で検討した内容を業界さん側として、これなら良いだろうということでした承されたような理解でよいかどうか、以上2点、教えていただければと思います。

(事務局)

まず1点目でございますが、4の震災特例の見直しの一般制度の継続につきましては、一般制度としてこのようにしたいということから、改めてまたということでは考えておりませんでした。詳細の直しにつきましては、やはり内部の方でそれぞれの規定等に合わせるという形となります。これと最終案を同様の形になると思いますが、2月にお示しする形になると思います。

2点目につきましては、(1)の総合評価落札方式の導入については業界からは要望がありますし、ダンピング対策の強化につきましてはいろいろな意見がございました。調査基準価格自体を上げてほしいとか、最低制限価格を設けてほしい、これは調査基準価格でぼさ切りというような基準なのですが、そういうような価格にしてほしいとか、様々な意見がございました。その中から、各県の状況とか県が策定した「いわて建設業振興中期プラン」の技術力を評価するとかを勘案しますと、総合評価落札方式を活用したものが良いと考えまして、このような案を出させていただきました、業界の方からもこの案でということ、反対意見は出ていないということでございます。

【及川委員】

わかりました。

【役重委員】

震災復興関連工事が一段落するというのと、昨今のコロナの状況等もありまして、いろいろと厳しいかなというところで、この低入札対策を講じていくということで、それ自体の方向性はよろしいんじゃないかなと思っております。

2点ほどお伺いしたいのですが、(1)と(2)についてです。総合評価落札方式について、地元貢献度とかも拾っていただけるので、トータルとしては望ましい方向かなと思いますが、今現在4

割ぐらゐに適用されているということが、この後、拡大適用していきますとどのぐらゐの件数というか割合になっていくと見通されているのか、併せてこの総合評価落札方式だと非常に手間暇がかかると思いますが、それに対応する職員の体制であるとか事務負担のようなところがしっかり適切に検討されているかどうかということをお伺いしたいと。

それからもう1点目は、(2)の「価格評価点」が調査基準価格を下回った場合には「一定」で見るというところの改正についてですが、低入札の抑制効果が非常にあるのではないかなという一方で、現状として調査基準価格を下回って詳細調査に入る、そして入った結果、失格かどうかということ判断されると思うのですが、実際、調査対象となって失格になるというのがどのぐらゐの割合であるのかということですね。実際に調査基準価格を下回っても、積算を調べた結果、OKとなるのが殆どであれば、改正の効果というのが限定的であるのかなと思いましたが、そこを確認したいと思います。

(事務局)

まず1点目ですが、説明が不足しておりました。12ページの上から2段目の【参考2-2】をご覧ください。現行が、全体件数999件でございますが、そのうち400件が総合評価落札方式ということで、今回3千万円としますと、昨年の基準からいいますと63%となるということでございます。参考までですが、【参考2-3】のとおり岩手県は今40%ですので、全国47都道府県で7位ということで高い割合ではあるのですが、2位の福島県64%、3位の宮城県が61%ですので、今回の対策で2位ぐらゐまで増えるような形でございます。

続いて抑制効果についてでございます。抑制効果につきましては、先ほどダンピング対策の3番目でお話ししました失格基準の二つ三つの基準により、失格はあります。失格は昨年ですと、1億円以上の工事が239件ございまして、そのうち45件、18.8%の工事で失格が発生しております。1億円未満の工事は760件ございまして、そのうち124件、16.3%で失格者が発生しております。ある程度、現在の中でも失格の判定等はかなりきちっと行っているところだと考えてはおりますが、併せて今回の対策として考えているところでございます。

(事務局)

委員の方から、職員体制の御指摘がございましたが、その辺りはこの案を作る中で各部局にも示しておきまして、来年に向けて案を進めるに当たってしっかりと意見交換しながらやるということでありまして、今の案を申し上げたところでございます。

【石川委員】

2点お伺いします。資料No. 1-1の「4震災特例見直し」(2)①のところですが、技術難易度が比較的高くない工種に関しては要件を付さないというようなことを案として書いておりますけれども、難易度が高い、低いという評価をどのように決めるのかということをお教示いただきたいと思ひます。

もう一つは10ページの「②考え方」のところ、現在、低入札での下請へのしわ寄せは確認されないという話を伺ひましたけれども、これをどのように確認していくのかということなんです。今後、こういう低入札が増えるという中で、下請、地元の企業さんには重要なところだと思ひますので、どのように確認されていくのかということをお教示いただきたいと思ひます。

(事務局)

まず1点目でございますが、技術難易度の高い、低いにつきましては、これまで工事発注部局と相談しまして、必要か必要でないかということでの判断をしております。それぞれの工種が、例

例えば橋梁下部工ですと通常はコンクリートだけでするので要らないとか、コンクリート下部工でパイプがあるような基礎とかであればやはり実績は必要だとか、そういう一工種ごとに工事発注部局と相談をしまして、難易度の判定をしているところでございます。

2つ目のしわ寄せにつきましては下請のそういうものがありましたら、まず通報していただくということになってはおりますが、ない場合もちろんあると思います。現在の評価としましては、まずその業界が黒字となっているか赤字となっているかというところで、現在は震災関連の関係もあり、全体としては黒字となっているというところを保証会社さんの方から確認しているところです。あとはその低入札の詳細調査の中で、低入札で落札になった方から下請契約の金額とか、調査の段階との比較など確認をしております。そういったところで下請、工事全体で赤字がないか、入札段階と最終的に終わった段階での乖離はないかなど、大きい工事だけではありますが、そういった確認をしておりますので、引き続きそのような形で確認をしていきたいと思っております。

【田村委員】

資料No. 1-1、4(1)大きな流れとして、発注対象者を絞るという方向にするという考え方でよろしいでしょうか。

(事務局)

対象は絞らないという方向で考えております。現在は入札不調率自体はまだ高い状況でございますので、入札参加要件を緩和すること、あとは現場代理人の兼務を認めるということ、そういうところにつきましては対象を広げたいと考えております。

【田村委員】

広げるとすると、例えば入札ボンドの休止をやめたりとか、「①低入札価格調査制度の詳細調査の対象工事」を、WTOだと建設工事23億円以上となっていると思いますが、それが5億円以上となるなど、狭める方向にいつている制度のように見えるのですが、それと矛盾していないでしょうか。それが疑問です。

(事務局)

詳細調査につきましては、入札参加自体は絞っておるものではございません。入札参加は絞らず調査してできないものについては失格とするというところです。入札ボンドにつきましても事前に民間業者を使いまして入札参加者としておかしくないかというところだけを見ていただく、不適格でないかというところをおおまかに見ていただくというところで、参加を絞るというところではないものでございます。品質確保のためのものでございます。

【田村委員】

②で県内限定に絞っていますよね。

(事務局)

こちらにつきましてはやはり県内企業の育成と申しますか、県内企業が大切ですので、県外企業の単体につきましては、緊急事態でしたので認めておったところですが、そちらについてはやはり絞っていくということでございます。

【田村委員】

ありがとうございます。

【渡辺委員長】

よろしいですか。その他ありますでしょうか。

では私から一つ。この委員会の開催回数ですけれども、(資料No. 1-1 4(1)⑦)年3回に戻す

というところなんです、私個人的には年2回のままで良いのではないかとこの観点からの質問なんですけれども、東北6県の開催状況はどうなっていますでしょうか。

(事務局)

東北各県でございますが、福島県が4回、他の県については年2回になっております。

【渡辺委員長】

その年2回の県というのは、年3回だったものを震災の関係で年2回に少なくしたということでしょうか。

(事務局)

違います。宮城県におきましては従前から2回というところ、他の各県も途中で変更した場合もございますが、通常として2回ということで行っております。

【渡辺委員長】

わかりました。運営規程でいいますと、岩手の会議については原則として4か月に1回招集するというのが第3条で決められているようですが、これまで何年かやってきましたけれども、この委員会の中で問題のあるケースというのは、岩手の中では無かったと感じております。年3回行う必要があるのかなということがあるものですから、こういう意見があったということをお伝えいただければと思います。

そのほか、ございませんでしょうか。

ないようですので、議事を進めたいと思います。

議題1に関しては、出された意見を踏まえて、最新版を作っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## (2) 県営建設工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について

【事務局から説明】

ア 入札方式別発注工事の状況について (資料No. 2～5)

イ 低入札価格調査制度対象工事の状況について (資料No. 6)

ウ 指名停止等の措置状況について (資料No. 7)

【質疑等】

【田村委員】

資料No. 6の「低入札価格調査制度対象工事の状況」でちょっと疑問に思ったのですが、通常のビジネスだと、目立って大きい工事だと丸めた数字にすることが結構多いわけです。ところが、失格基準の価格が2,508円下回ったために対象となったということなんです。そうすると失格価格の設定の仕方自体が、現代ビジネスの普通の感覚と全然合っていないんじゃないかという気がします。

(事務局)

この573,502,508円につきましては、調査基準価格になります。この調査基準価格については、設計額の費目にそれぞれの割合をかけて出すものでございまして、基準としてこのような形で決まっておりますので、円単位とさせていただきます。現在の基準におきましては2,508円下回っていることでその調査をしたという形となりまして、調査の結果、田中建設さんにつきましては、結果的にきちんとしたものができるだろうと、問題のあるところが見受けられなかったというところとなっております。

【田村委員】

今そうなっているからそうだろうと思うのですが、それがビジネスの常識に合わないなど私は思うので、基準価格の設定をするときに実際の取引価格の設定に合わせて通常丸くして設定をするというように変えてみたらいかがですかという提案です。

(事務局)

今のお話は、御意見としてお聞きしておきます。

【田村委員】

2千いくらのために審査会を開催する行政コストの方が高いので、その2千円のために何万円かけているかという話です。

【渡辺委員長】

今の御意見は、基準価格は必ず設定をしなければならないのだろうと思いますが、その設定の仕方が問題だったのではないかということでしょうか。

【田村委員】

ビジネスの常識に合わせて設定したらいかがですかという提案です。ルール自体は間違っているとは思いませんが、それが現行の取引慣行とかビジネスの常識というところに整合していないのではないですかという疑問からの提案です。

### (3) 抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について

【渡辺委員長】

議事の(3)です。抽出工事の入札参加資格の設定方法等についての審議を行います。審議の対象となる工事については、今回は磯田委員に抽出いただいておりますので、抽出について磯田委員から御報告をお願いいたします。

ア 抽出工事一覧表 (資料No. 8)

【磯田委員】

事務局からの資料を基に、8月28日に対象工事の抽出を行いました。抽出した工事はそれぞれ資料No. 3～5までの工事のうちから選定し、WTO対象工事の一般競争入札から1件、条件付一般競争入札の予定価格1億円以上から1件、同じく予定価格1億円未満から1件、随意契約から1件としました。抽出にあたりましては、予定価格が比較的大きく、落札率が高いあるいは低いものの中から総合評価落札方式、価格方式、工事業種のバランスを考慮し、抽出いたしました。

以上により、お手元のNo.8のとおり4件の工事を抽出いたしましたので、御報告いたします。

※以下、抽出工事に係る案件について審議

[担当部局から説明]

イ 主要地方道花巻大曲線(仮称)小倉山4号トンネル築造工事(資料No. 9)

[質疑等なし]

[担当部局から説明]

ウ 主要地方道野田山形線小国地区道路災害防除(A260)工事(資料No. 10)

[質疑等なし]

[担当部局から説明]

エ 岩手県立中央病院無停電電源装置更新及び直流電源装置蓄電池交換工事（資料 No. 11）

[質疑等]

【役重委員】

9 ページの入札調書ですが、入札額は税抜で書かれていて、10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格となるということだと思うのですが、新高電気の入札額は失格基準価格に相当しないのでは。もし、聞き漏らしていたら申し訳ないのですが、そこを確認したいと思います。

(医療局)

こちらの各業者ごとの入札額についてですが、こちらは税抜の金額を記載しております。ですので、失格基準価格は税抜で 75,114,238 円ということでございますので、それを下回る新高電気さんについては、失格ということでございます。

【役重委員】

では「失格」と記載がありませんが、失格ということでもよろしいわけですね。

(医療局)

大変申し訳ございません。記入漏れでございます。

【役重委員】

ありがとうございました。

【渡辺委員長】

ほかに御質問はございませんか。

【雷委員】

同じく 9 ページですが、先ほど参加要件の中で二戸までということだったと思いますが、3 行目に久慈市の業者さんが入っておりますが、これは営業所か何かあったのでしょうか。

(医療局)

二戸地域のほかに県北広域振興局の本局が対象となっております、そちらに久慈市が入っております。

【雷委員】

ありがとうございます。

[担当部局から説明]

オ 第一北上中部工業用水道新浄水場建設機械設備（第一期）工事（資料 No. 12）

[質疑等]

【渡辺委員長】

ありがとうございました。この件について御質問、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

【渡辺委員長】

では、私から質問ですが、9 ページの実施要項の 2 (6)「イ 建設工事」の基本最長工期が「2022 年 9 月末」となっておりますけれども、一方で契約書を見ると工期は「令和 5 年 3 月 15 日」となっていますが、これはどういう関係にあるのでしょうか。

(企業局)

機械設備に関しましては、契約書のとおりでございます。

(企業局)

このプロポーザルで公募をして建設をするといった当時の考え方としては、いわゆる水事業の時期に応じてこのくらいの時期には工事が終わるという前提で進めておったところ、水事業の変化がございまして、それに伴って建設工事の完了時期が固まったということです。これにつきましては相手方との協議の中で建設完了時期を延長するというので、工事の発注の方を進めてきたという経緯でございます。

【渡辺委員長】

この実施要項を出す時点ではもっと早く終わる予定だった、それが事情が変わってもう少し後になった、そういうことなんですね。

(企業局)

そのとおりでございます。

【渡辺委員長】

それは業者さんにもちゃんと告知をしているんですね。

(企業局)

そうです。契約前にそれは協議をした上で、工期の方は設定させていただいております。

【渡辺委員長】

この見積り以外にも、工期は延びた方を出しているようですので。

(企業局)

はい、その時点で。

【渡辺委員長】

承知いたしました。

【渡辺委員長】

ほかに何か御質問、御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは議事(3)について、4件の審議を終えることといたします。

(4) 県営建設工事に係る入札の取りやめの状況及び落札率について

[事務局から説明]

ア 入札の取りやめ状況について(資料No.13)

イ 県営建設工事入札方式別落札率データ(資料No.14)

[質疑等なし]

## 7 その他

(事務局)

渡辺委員長には、長時間にわたり議事を進行いただき、ありがとうございました。

4の「その他」でございます。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

【石川委員】

直接関係ないかもしれないですけども、一つお伺いしたいのですが、工事の入札の適正化委員

会ですけれど、その工事の前の段階の測量や設計、そういったところの入札というのは適正化が図られているということですが、こういう会議というのが普通にあるようなものではないのですか。

(建設技術振興課)

こちらの県営建設工事の入札契約適正化委員会のように条例設置の一般の形ではないのですが、当然ながらその運用、執行に当たりましては、庁内の審議会とかそういうものを通じてやっております、工事の方の入札やこういったものを参考にやっておりますので、そういう形で適正化が図られているものと考えてございます。

【石川委員】

例えば、今日の議題1のところでは地域の優先発注というようなこともあり、その地域の建設業の方の健全性を図るとというのが最新のプランにもあります。災害のときに一番出てくるのが工事の前段階の測量会社とかコンサルなので、そういったところがどのように入札しているのか、地元企業さんがきちんと健全に対応できるようなプランがあるのか、建設業全体を包括的に地域で活性化していただければなということでお伺いしました。これは意見になりますけれども。

(建設技術振興課)

承知いたしました。ただいまのお話を意見として承りまして、努めて参りたいと思います。

【田村委員】

最初の方の「震災特例制度の見直し」(資料 No.1-1)(1)②のところの「県内企業育成のために県外企業単体の入札は認めない」という説明のところ、県内企業の育成という話がありましたが、県外企業を認めなければ県内企業が育つのかということになるのかということ、競争にさらされた方がむしろ県内企業も育つのではないかということもいえると思いますので、県外企業を締め出しているときの県内企業の生産性の上昇とか、県内工事の受注件数とか、あるいは県内企業に絞ったときの県内企業の生産性の改善の状況とか、そういった過去の県内建設業の成長性とか、そこをバックデータとして揃えていただければよいかというように思いましたので、御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

はい、御意見承りました。

(事務局)

それでは事務局から申し上げます。

次回の委員会の開催は来年2月上旬の開催を予定しておりますが、委員の皆様の日程を伺い、決定次第お知らせすることといたします。

また、審議対象工事を抽出する委員は、今回は、及川委員にお願いすることとなります。及川委員には、別途、御依頼申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

## 8 閉会

以上をもちまして、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の一切を終了いたします。

ありがとうございました。